
資料編

- 1 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿
- 2 宗像市次世代育成支援対策審議会 審議経過
- 3 宗像市子ども基本条例
- 4 市民意見提出手続の意見及びその回答
- 5 表紙イラストについて

1 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿

任期：平成30年7月25日～令和2年7月24日

| NO | 区分 | 氏名 | 所属・役職（委嘱当時） |
|----|----------------|--------------------|---------------------------------|
| 1 | 知識経験を有する者 | たなか としあき 田中 敏明 | 九州女子短期大学 特任教授 |
| 2 | | おおしげ なるみ 大重 育美 | 日本赤十字九州国際看護大学 教授 |
| 3 | 児童福祉関係団体を代表する者 | やまと すみみ 大和 寿美 | NPO 法人むなかた子育てネットワークこねっと 代表理事 |
| 4 | | おがた しんじ 小方 信二 | 宗像市保育協会 第二赤間保育園園長 |
| 5 | | えとう つたこ 衛藤 薫子 | 宗像市民生委員児童委員協議会 副会長 |
| 6 | 教育関係者 | たかすぎ ひろし 高杉 洋史 | 宗像市私立幼稚園連盟 玄海ゆりの樹幼稚園園長 |
| 7 | | すすき としや 薄 俊哉 | 宗像市小中学校校長会 赤間小学校校長 |
| 8 | | まつい やすひこ 松井 安彦 | 福岡県立少年自然の家「玄海の家」所長 |
| 9 | 市民代表 | しみず みつる 清水 満 | 公募委員 |
| 10 | 関係行政機関の職員 | いえなが しおり 家永 志おり | 福岡県宗像児童相談所 相談第一課長 |
| 11 | | よしなが あつこ 吉永 敦子 | 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進係長 |

(敬省略)

2 宗像市次世代育成支援対策審議会 審議経過

| | 開催日 | 内 容 |
|-------|----------------|---|
| 第 1 回 | 令和元年 7 月 25 日 | ・ 第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）概要説明 |
| 第 2 回 | 令和元年 10 月 3 日 | ・ 第 1 章 計画策定にあたってについて ・ 第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状について ・ 第 3 章 計画の基本的な考え方について ・ 第 4 章 計画の内容について |
| 第 3 回 | 令和元年 11 月 14 日 | ・ 第 1 章 計画策定にあたってについて ・ 第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状について ・ 第 3 章 計画の基本的な考え方について ・ 第 4 章 計画の内容について |
| 第 4 回 | 令和元年 12 月 12 日 | ・ 第 1 章 計画策定にあたってについて ・ 第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状について ・ 第 3 章 計画の基本的な考え方について ・ 第 4 章 計画の内容について ・ 第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について |
| 第 5 回 | 令和 2 年 3 月 3 日 | ・ パブリック・コメント意見及び回答について ・ 計画の修正点について |

3 宗像市子ども基本条例

(平成24年3月30日条例第13号 改正平成25年3月28日条例第8号)

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切に作る心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。

(2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

イ学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

ウ社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。

(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。

(5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。

(6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。

(2) 自分で考え、判断し、行動すること。

(3) プライバシーが守られること。

(4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 学ぶこと。

(2) 遊ぶこと。

(3) 生活のリズムが守られること。

(4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。

3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。

4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

- 第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。
- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

- 第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。
- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

- 第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。
- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

- 第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

- 第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。
- 2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

- 第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

- 第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれぬ。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 人権について十分に配慮すること。

(3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例(平成25年条例第8号)に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日(以下「施行日」という。)前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

(準備行為)

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成25年3月28日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

4 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の意見及びその回答

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する市民意見提出手続（パブリック・コメント）の意見及びその回答

●実施期間：令和2年1月7日～令和2年2月7日

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）について、2名から11項目のご意見を頂きました。ありがとうございました。頂いたご意見について、すべて貴重なご意見として本計画への反映を検討しました。ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

貴重なご意見を多数頂きありがとうございました。

| | 箇所 | 意見 | 対応 | 回答 |
|---|----------|--|-------|--|
| 1 | P2 ~3 | 第一期計画が「概ね計画通りに実施できた」と書いてありますが、その根拠を示された方が我々市民は理解しやすいです。計画とは何かを実現するために立てるものですので、「事業を実施した」＝「実現した」とは言い切れないと思います。「様々な事業を実施したことによって、我々市民は何を得ることができたのか？」その部分の説明を分かりやすく書いていただけないでしょうか。特に市内保育園において子どもの人権が保障されなかった可能性が新聞テレビなどで報道されている状況です、まだ事実関係が確定していない状況とはいえ、市民の行政に対する認識と乖離しているように感じます。 | 原案どおり | 「概ね計画通りに実施できた」根拠として7つの重点施策の実施状況評価を記載しております。また、第1期計画事業の進行管理について、毎年評価を行い、宗像市次世代育成支援対策審議会で諮っております。 更に、ご意見にあります報道を受けて、本計画では、各基本方針の事業に「子ども基本条例啓発業務」を盛り込み、保護者、市民、子ども関係施設に対してしっかりと子どもの権利等について啓発していきます。 |
| 2 | P57 | 子育てに関する情報発信や情報経路の確立が必要との認識があるようですが、子育て世代に対応した情報ツールとしてライン@や電子広報サイトを活用する自治体が増えています。本市では紙媒体の広報誌、子育てサイト、Facebookにとどまっており、その更新頻度もあまり多くはないと思うのですが、具体的に示した方がより理解しやすいのではないのでしょうか。 | 原案どおり | シティプロモーション事業の実施にあたっては、広報紙や子育てサイト、フェイスブックなどの既存の情報ツールに加え、様々な媒体を活用することとしております。ご指摘頂いたとおり、新たな情報ツールについても、活用の検討を進めて参ります。 |

| | | | | |
|---|------------|--|-------|--|
| 3 | P35 ~36 | <p>団体調査について</p> <p>5 施設に対面形式でヒアリングされているが、結果として出された意見がどの程度の割合なのか？（1人の意見なのか、大半の意見なのか）判断できない状況になっています。計画である以上はよりわかりやすく整理された方がよいのではないのでしょうか？（様々な意見が出たことを訴える意図があるのであれば、冊子後半に持ってくるなどの工夫の余地があるのでは）</p> | 一部修正 | <p>団体調査については、各団体の代表（園長等）の方にヒアリングを行いました。ご指摘のとおり、回答を整理し、全体的に共通した意見、特に重要だと思われる意見を掲載します。</p> |
| 4 | P41 ~66 | <p>基本方針、基本的な視点、基本理念の説明は理解できますが、具体化する事業の説明に具体的な目標が設定されていないので、せめて現状数値だけでも記述しておいた方が、市職員の引継ぎの時や将来の改定時期などの機会にこの計画の達成度を確認しやすくなり、より良い改善が進められるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、「子ども基本条例啓発業務によって市民認知率が現状は〇%だが、5年後には□%にする。」等</p> | 原案どおり | <p>市及び宗像市次世代育成支援対策審議会でも数値目標について検討いたしました。検討した結果、本計画の事業の中には数値目標を設定しがたい事業もあり、統一した形式で表せないという結論に至ったため掲載はしませんでした。第1期計画では、毎年、各事業の進捗管理を行う中で数値目標を設定しており、宗像市次世代育成支援対策審議会でも諮っております。本計画も同様に各事業の進捗状況を確認して見直しを図っていきます。</p> |
| 5 | P44 | <p>家庭教育学級の中で PTA などの家庭教育学級の開設があげられているが、PTA も社会的な状況変化による課題（共働き、ひとり親、経済的負担増などの理由で会員減少、役員負担増など）があります。おそらく子育て支援団体も社会状況の変化による様々な課題を抱えているので、市の都合に合わせてもらうのではなく、各種団体の都合に市が合わせる視点が必要ではないのでしょうか。そうでなければ、多忙な団体役員（市民）の負担がさらに増すことになるのではないのでしょうか。その辺への配慮がこの計画を策定するにあたっての大きなテーマと言えるのではないのでしょうか。</p> <p>「社会状況が変わったから計画を見直します、でも事業内容は今まで通りのまま継続します」だけでは根本的な解決策にはならないのではないのでしょうか。必要なことは「社会状況に合わせて今までの事業の内容も見直します」ではないのでしょうか。（もし、そうされていたのでしたらすみません）</p> | 原案どおり | <p>PTA など地域の方に担って頂く役員の社会的な状況の変化に伴う課題は理解しております。そこで、市主催による家庭教育学級の回数を増やしたり、団体による家庭教育学級開設に向けた相談会を開催したりしていくなど、役員の負担を軽減する工夫を行っています。</p> |
| 6 | P53 | <p>放課後子ども総合プラン事業について、コミュニティセンターには距離的な課題があるので参加者が限られると思います。学校の敷地内や自治公民館での学習や体験・交流等を推進するほうが児童の日常動線に近く安全面、費用対効果も大きいのではないのでしょうか。もし仮に立地的なことも計画策定の中で決ま</p> | 原案どおり | <p>放課後子ども総合プラン事業については、地域の状況に応じて各コミュニティが中心となり事業を展開して頂いています。市としては、学校施設の活用も含めて各地区コミュニティで開催場所の検討を行って頂いていますので、計画への明示は差し控えさせていただきます。</p> |

| | | | | |
|----|------------|---|-------|--|
| | | っていましたら明示されてはどうか。 | | |
| 7 | P54 | 子どもまつり事業の中で意見を表明する権利について言及されていますが、本来は本市の全ての事業の中で保障されるべき権利であることであり、さらに言えば意見表明とは感じたことを人前で話す機会を提供するだけでなく、「意思決定に参加すること」を保障されることも含まれています。しかしながら、基本条例が制定されて6年経過しても、主だったものと言うと子どもまつり事業しか「意思決定に参加すること」を満たしていない状況なのではないでしょうか。是非、「意思決定に参加すること」このことを市民（職員）全体で共有できるような表現を計画の中に盛り込むことができないでしょうか。 | 原案どおり | <p>子どもの「意見表明する権利」の保障は、ご指摘のように「子どもまつり事業」のみで保障されているものではありません。例えば、中学生の生徒会活動なども「意見を表明する権利」の保障に繋がるものですし、子どもが参加する事業を進める中で、子どもたちが「意思決定」を行っているものもあります。</p> <p>今後、より子どもたちが「意思決定に参加すること」ができるよう、市の事業内容を検討していきます。</p> <p>保護者、市民、子ども関係施設に対しては、本計画の3つの基本方針それぞれに「子ども基本条例啓発業務」事業を盛り込んでおり、子どもの権利の一つである「意見を表明する権利」の「意思決定に参加すること」ができるようしっかり啓発していきたいと考えています。</p> |
| 8 | P54 P62 | グローバル人材に求められる考え方とは具体的にどのような考え方なのか、我々市民が理解して推進しやすくなるように分かりやすく記述してもらえないでしょうか。 | 追加記載 | <p>「グローバル人材に求められる考え方」とは「お互いを尊重し、そうぞう力を持って、世界とコミュニケーションができる」と第2期宗像市グローバル人材育成プランで設定しています。よって、以下を追加します。</p> <p>P55 及び P63 「グローバル人材育成事業概要」冒頭に「第2期宗像市グローバル人材育成プランに基づき、」を追加。</p> |
| 9 | P58 ~59 | 安全安心なまちづくりについて、通学路の安全対策に関しては宗像市通学路交通安全プログラムとして教育政策課が所管となって事業を進めておられますが記載されていません。通学路の安全確保は全ての保護者の願うところでもあります。大変に重要な取組みですので記載すべきではないでしょうか。 | 追加記載 | <p>子どもが毎日通う学校への通学路の安全確保は重要な取組みです。ご指摘のとおり事業として記載します。</p> <p>P59~60 事業名「通学に関する業務」事業概要「児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、学校、保護者、地域、道路管理者、警察等と連携し、通学路の安全確保を図る。」</p> |
| 10 | P74 | 計画の推進にあたって、毎年度点検評価を行うとありますが、評価基準を計画に盛り込んでおけば我々市民も確認しやすくなるので盛り込んではいかがでしょうか。 | 原案どおり | <p>前述のように、毎年、事業の進捗管理を行い宗像市次世代育成支援対策審議会で報告・審議を行っています。その際、評価基準も審議会での資料に掲載しております。審議会の資料は、市ホームページに掲載しておりますので、そちらで確認して頂けたらと存じます。</p> |

| | | | |
|----|--|-------|--|
| 11 | <p>P40 基本的視点に子どもの権利について入れていただいたのは意義があることだと思います。基本的視点を、実効的なものにするために、子どもの権利の4原則の一つである「子どもの参加権」を保障する施策を入れてください。子ども議会を開き、ぜひこの計画についても子どもから意見をもらってください。この計画づくりも保護者にはきいたが、子どもには聴いてないと聞きました。子どもは、この計画の当事者であり、市民です。この街のこと、自分たちの計画に参画できるようにしてください。参考になる地域は色々ありますが、宝塚市の子ども議会は参考になると思います。⇒ http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/s/kyoiku/seishonen/1001063.html</p> <p>宗像市は子どもの人権救済機関を置いており、九州でも先駆的な地域です。子どもの権利保障の一つとして、子ども参画の施策をぜひお願いしたいと思います。取組みのために協力できることがあれば、ご連絡ください。</p> | 原案どおり | <p>宝塚市子ども議会の情報ありがとうございます。本計画策定にあたり、子育て中の保護者へニーズ調査及び子育て支援関係施設へヒアリング調査を行いました。子どもへの調査等意見は伺っておりません。また、「はびくる通信」の中で、本計画案に対する意見を中高生に呼び掛けましたが意見はありませんでした。本計画を進めていく中や、次期計画策定時には、子どもが参画できる取組みを検討していきたいと考えています。その際、是非ご支援頂けると幸いです。</p> |
|----|--|-------|--|

5 表紙イラストについて



宗像市は、子育て世代や新婚世代の人たちが「住みたい」「住み続けたい」と感じることができる都市イメージの確立を目指し、都市ブランドづくりを進めており、本市が目指す都市ブランドをわかりやすく表現したものが表紙のロゴマークとキャッチコピーです。

ロゴマークは「宗」をモチーフに子どもの笑顔を表現し、青と緑で豊かな自然を、ピンクで人々のあたたかさを表しています。キャッチコピーには、まちの魅力をみんなで創造・発信し、知れば知るほど「むむっ! すごい」と思ってもらえるまちにしたい。そんな思いを込めています。

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

宗像市 教育子ども部 子ども育成課
〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
TEL : 0940-36-1214 FAX : 0940-37-3046
<https://www.city.munakata.lg.jp/>